

東成区発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	子どもたちと体験するSDGs事業業務委託	催事	株式会社タカショー	7,175,300 円	令和4年10月11日	地方自治法施行令 167条の2 第1項第2 号	G5(プロポーザル形式によ る)	—

地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiryuu.pdf>

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

子どもたちと体験するSDGs事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社タカショー

3 随意契約理由

本事業は、幅広い年代の子どもたちと保護者が、様々な角度から森林環境について考え学習する機会を創出し、学校や地域における環境教育やSDGsへの取り組み促進に関する区の施策との相乗効果を生じさせるとともに、森林環境税・譲与税法第34条第1項第2号に規定される、森林の有する公益的機能の普及啓発を図る。

事業目的を達成するためには、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活かす必要があるため、業者選定方法としては、事業者の技術力や創意工夫を評価することができる公募型プロポーザル方式を採用した。提案者は5者であり、審査の結果、合計点が最も高く、かつ全委員の点数が60点以上であった、株式会社タカショーを本事業の委託事業者として選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

5 担当部署

東成区役所 市民協働課（06-6977-9904）